

消防用設備等の点検報告制度について

平成30年6月26日
総務省消防庁予防課設備係

消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会について

消防用設備等点検報告制度が抱える種々の課題を検討することを目的として、平成27年7月に第1回を開催した。今後も必要に応じ継続予定。

日程と各回における主な議題は以下のとおり。

第1回 平成27年7月1日

- ・点検報告制度について
- ・点検報告率について
- ・点検実施者の点検資格の有無について

第4回 平成29年9月28日

- ・消防本部の取組事例紹介
- ・小規模施設を対象とした点検報告の促進方策(案)について
- ・自家発電設備の点検方法に関する改善(案)について

第2回 平成28年3月25日

- ・第1回の確認事項について
- ・点検報告率の高い消防本部及び関係団体への聴取について
- ・点検報告に係る留意事項(案)について(救助袋劣化事案対応)

第5回 平成30年2月8日

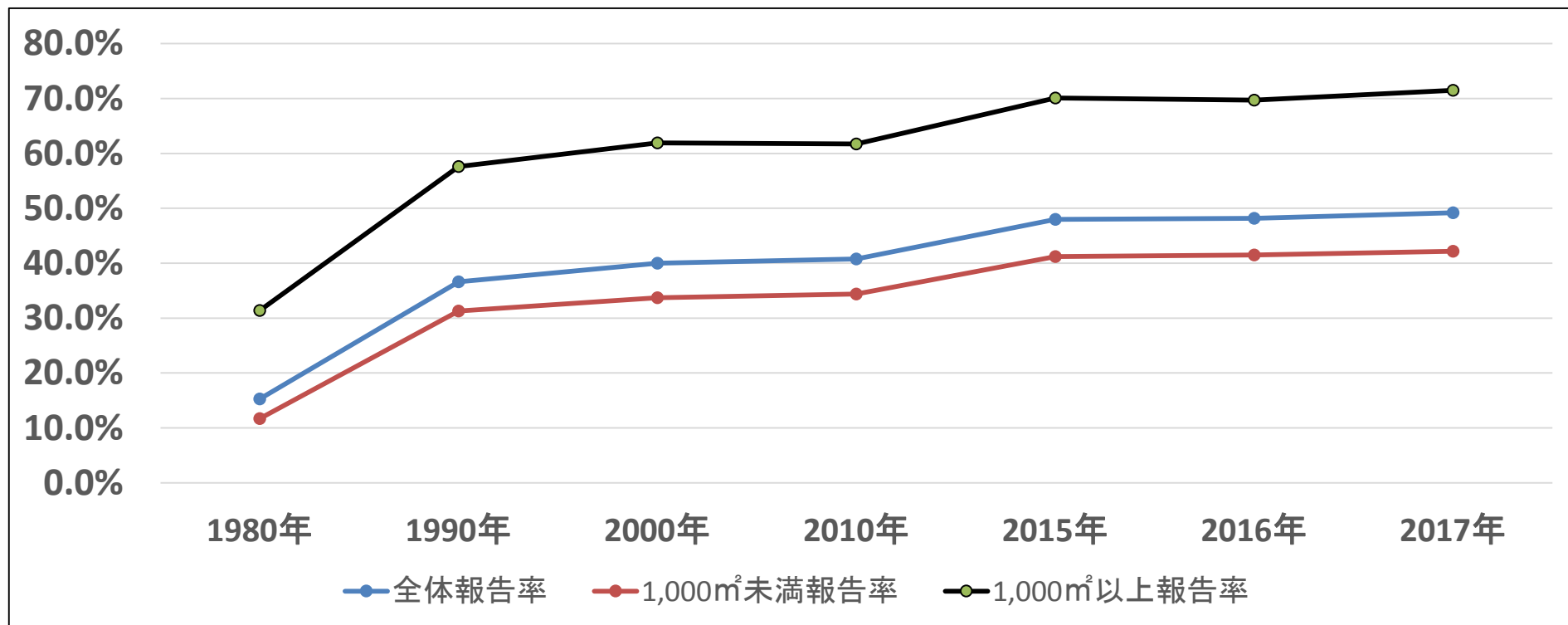
- ・自家発電設備の点検方法の改善(案)について
- ・小規模施設を対象とした点検報告の促進方策(案)について

第3回 平成28年10月11日

- ・点検報告率が大きく上昇した消防本部の取組事例紹介
- ・自家発電設備の負荷運転について
- ・誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直しについて
- ・有資格者により点検を行う範囲について

消防用設備等点検報告率について(全国の点検報告率の推移)

点検報告率

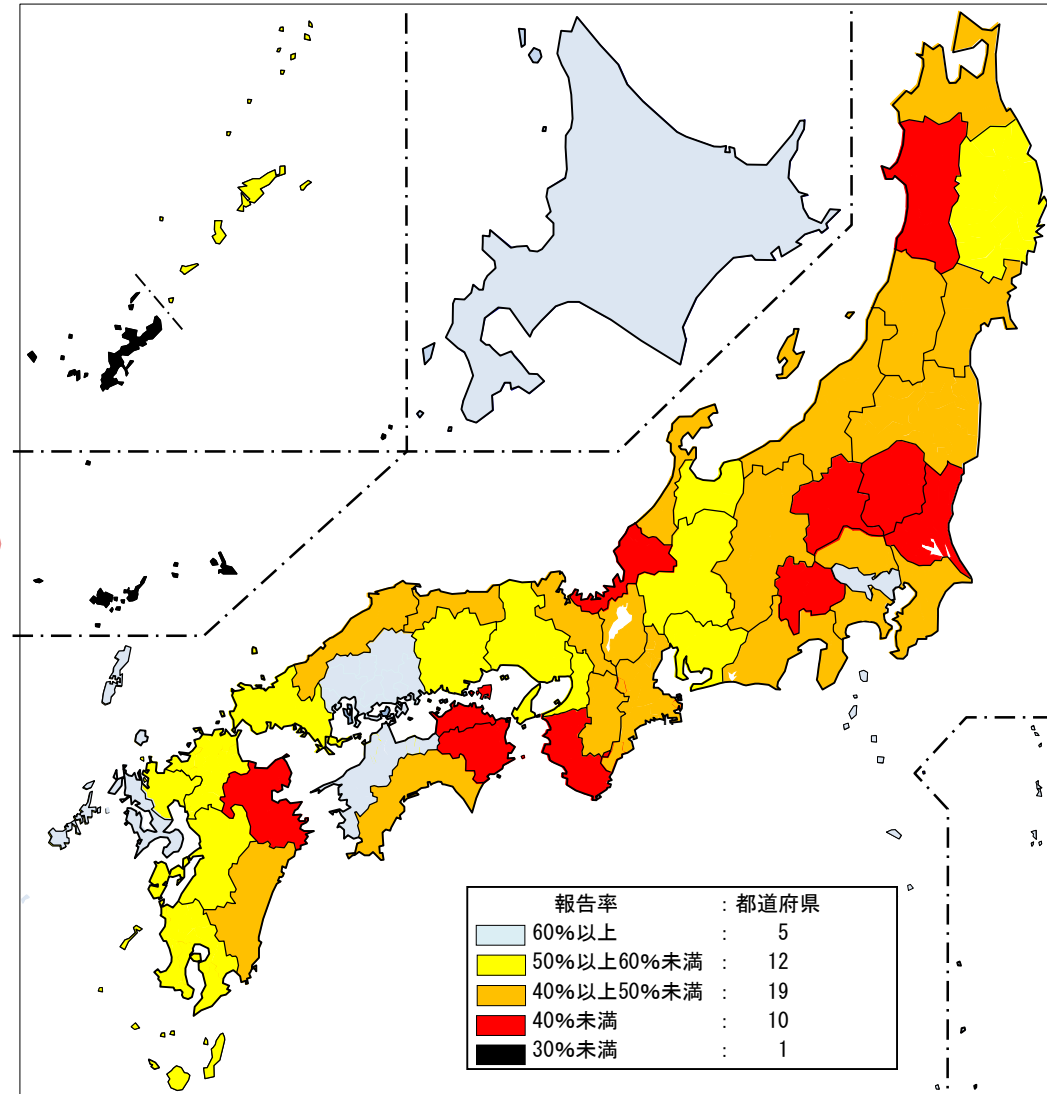


※各年とも3月31日時点の数値

消防用設備等点検報告率について

消防設備点検報告率(2017年3月31日時点)

都道府県名	点検報告率
滋賀県	44.1%
京都府	49.7%
大阪府	54.8%
兵庫県	57.5%
奈良県	46.3%
和歌山県	37.0%
鳥取県	44.8%
島根県	42.9%
岡山県	53.5%
広島県	62.9%
山口県	53.6%
徳島県	31.6%
香川県	35.7%
愛媛県	61.1%
高知県	43.9%
福岡県	50.7%
佐賀県	57.8%
長崎県	64.3%
熊本県	52.3%
大分県	38.2%
宮崎県	45.9%
鹿児島県	57.8%
沖縄県	18.0%



都道府県名	点検報告率
北海道	60.5%
青森県	46.7%
岩手県	56.1%
宮城県	41.9%
秋田県	36.7%
山形県	41.9%
福島県	42.4%
茨城県	30.5%
栃木県	32.3%
群馬県	36.1%
埼玉県	42.9%
千葉県	41.6%
東京都	61.6%
神奈川県	45.4%
新潟県	42.9%
富山県	57.8%
石川県	42.8%
福井県	34.1%
山梨県	38.1%
長野県	42.8%
岐阜県	53.8%
静岡県	45.9%
愛知県	54.9%
三重県	40.9%

全国平均
49.1%
(H29.3.31時点)

<点検報告率(都道府県別)>

➤ 点検票に記載されている不備又は違反事項の是正について

● 防火対象物の関係者から提出される点検票の記載事項についての留意

- ・ 点検報告書に添付されている点検票の項目に記号(○や×等)のみではなく、具体的な内容が記入されていること。
- ・ 消防設備士の所持している免状の種類と消防設備点検資格者の指定区分ごとの点検できる消防用設備等と実際に点検した消防用設備等が合致していること。

➤ 郵送による点検報告等について

● 平成11年6月14日付け消防予第145号(以下145号通知という。)で示している郵送の点検報告の条件

- ・ 145号通知2で、郵送による点検報告が実施可能な防火対象物を明確に示している。

(平成8年6月11日付け消防予第116号 一部抜粋)

3 運用上の留意事項

(1)改正後の告示第4ただし書の規定の運用に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 点検済表示制度(「消防用設備等点検済表示制度について」(平成8年4月5日付け消防予第61号。以下「61号通知」という。))が活用されている消防用設備等については、個々の消防用設備等の所定の位置に点検済票が貼付されていることにより、点検が確実に行われていることを確認すること。

なお、これ以外のものについては、消防用設備等に係る維持管理台帳の記録、点検結果報告書の記録、査察時等に指摘された違反や不良箇所の記録等により確認すること。

イ 消防法第17条の3の3の規定に基づく報告が行われていること。

ウ 防火対象物に消防法令上の違反がないこと。

● 平成28年12月20日付け消防予第382号で示した郵送による点検報告

- ・ 過去3年間、消防法第17条の3の3の規定に基づく点検報告が行われていること。
- ・ 上記の報告において、全ての消防用設備等について不備事項がないこと

➤ 点検報告率を向上させるための取組について

● 点検報告率が大きく向上した消防本部の取組事例の紹介

- ・ 取組事例の情報共有により、さらなる点検報告率の向上の促進
- ・ 通知で紹介している取組事例以外の点検報告率向上に係る取組事例の情報提供

点検票に記載されている不備又は違反事項の是正について

➤ 消防用設備等点検結果報告書受理時の留意事項

＜自家発電設備の点検における負荷運転の例＞

別記様式第24

非常電源（自家発電設備）（その3）

絶縁抵抗		MΩ			
始動装置	※始動用蓄電池設備				
	始動用空気圧縮設備	ℓ			
	始動補助装置				
保護装置					
負荷運転	運転状況	①	②		
	換気	最終室温	℃		
切替性能	運転切替性能				
	※蓄電池切替性能				
	始動用燃料切替性能				

自家発電設備に係る点検結果報告書受理時には次のような点に留意し、負荷運転の欄の記入内容が適切であることを確認する。

- ① 運転状況の欄が「無負荷」等となっていないこと。
- ② 判定結果が空欄や「/（斜線）」等となっていないこと。

＜参考＞

東日本大震災における自家発電設備のメンテナンス不良による不始動・停止台数

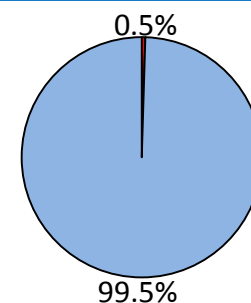
（社団法人日本内燃力発電設備協会発行「東日本大震災における自家発電設備調査報告書」より）

1975年～東日本大震災までに東北・関東地方に設置された防災用自家発電設備は70,303台。そのうち震度6強以上の地域に設置された4,811台が調査対象。

総計	4,811台
メンテナンス不良による不始動・異常停止	23
上記以外	4788

■ メンテナンス不良による不始動・異常停止

■ 上記以外



※メンテナンス不良により不始動・停止した自家発電設備（23台）について、負荷運転を実施していないことにより未燃燃料が蓄積し、不始動・停止した等の事例は報告されていない。

消防本部の取組事例(点検報告率向上のための取組①)

➤ 点検報告率が大きく上昇した消防本部における取組の事例紹介

平成28年の点検報告率と比較して15%以上上昇した以下の消防本部に対して、「報告率上昇のためにどのような取組を実施したか」についてヒアリングを実施した。

○ A消防本部 平成28年：52.5 % ⇒ 平成29年：81.6 % (29.1 %上昇)

(取組事例)

- 1 共同住宅等の未報告対象物の関係者に対し、郵送により「指導書」を交付した。
* 平成27年度から、この取組を行い、これまで約1,800件郵送している。
(参考:A消防本部の要点検報告対象物数 19,062件)
- 2 立入検査実施率を保持した。(平成28年度：59%)
- 3 点検結果報告期限切れになる3ヶ月前から、関係者に電話等で指導した。
- 4 立入検査の実施時期を考慮した。(点検結果報告期限切れとなる前に実施)
- 5 全職員で、違反是正の推進に積極的に努めた。
 - 消防用設備等点検報告が未実施の防火対象物への立入検査を重点的に実施する。
 - 立入検査を実施できない防火対象物に対し、点検報告の実施について文書を送付する。

(期待される効果)

- 郵送による点検報告の周知によって立入検査以前に是正改善されることにより、他の事案の対処にあたるのが可能となる。
- 消防職員が直接建物関係者に対して指導することで、点検及び報告の必要性を理解させ、実施に結びつけることができる。
- 立入検査を点検報告期限よりも前に実施することで、単に忘れていただけの防火対象物関係者に対して、点検報告の実施に繋げることができる。

消防本部の取組事例(点検報告率向上のための取組②)

○ B消防本部 平成28年: 63.2 % ⇒ 平成29年: **80.3 % (17.1 %上昇)**

(取組事例)

- 1 点検未報告対象物及び長期間(5年以上)未査察対象物に対する重点的な査察執行と電話による繰り返し指導。
- 2 県の消防設備保守協会と協力のうへ「点検報告周知チラシ」を作成し、点検報告制度の関係者への周知。
- 3 消防設備保守協会と合同で、建物の防火担当者を交えた講演会を実施。
- 4 点検報告率向上に積極的に取り組んでいる他消防本部への職員派遣。
- 5 リストアップされた対象物を担当制とし、一貫した指導を実施する。

(期待される効果)

- 長期間未査察の対象物は、点検未報告になる傾向にあることから、本部全体で当該対象物への指導の徹底を行うことで、点検報告率の向上だけでなく他の違反是正にもつながる。
- 査察執行の漏れのない計画により、関係者に対して、通知書1回の指導だけでなく、繰り返し指導(電話)することで報告率向上につながる。
- 消防設備保守協会との連携により、消防機関単独での対応よりも効果的な対応を図ることができる。

(参考: 点検報告周知チラシ)

いかなる点検を行う対象者を選定しない
 点検を受ける対象者を選定し、通知を届けてください。

点検の点検をさせない
 点検を受ける対象者を選定し、通知を届けてください。

点検の点検をゆるさない
 点検を受ける対象者を選定し、通知を届けてください。

点検結果におかしいけれど、どこに相談したらいいの？
 自分たちでも、選定しない、どうやって選定するか？

消防用設備等の維持管理業務 (消防法第17条)
 消防用設備等の点検報告制度 (消防法第17条の3の3)

維持義務違反
 点検報告義務違反

消防用設備等の点検報告 Q&A

Q 点検報告はなぜ必要？
 A 消防用設備は、消火器具や自動火災報知設備など様々な消防設備が設置されています。これらの設備は火災などの時に機能して、建物の被害を軽減し、人命の救助に役立ちます。点検を受けることで、設備の状態を確認し、必要に応じて修理や点検を受けることができます。点検を受けることで、設備の状態を確認し、必要に応じて修理や点検を受けることができます。

Q 点検・報告の時期は？
 A 点検を受ける時期は、消防用設備の種類によって異なります。点検を受ける時期は、消防用設備の種類によって異なります。点検を受ける時期は、消防用設備の種類によって異なります。

Q 点検結果の不良箇所は？
 A 点検結果の不良箇所は、消防用設備の種類によって異なります。点検を受ける時期は、消防用設備の種類によって異なります。点検を受ける時期は、消防用設備の種類によって異なります。

Q 点検は誰でもできるの？
 A 点検は誰でもできるの？ 点検を受ける時期は、消防用設備の種類によって異なります。点検を受ける時期は、消防用設備の種類によって異なります。点検を受ける時期は、消防用設備の種類によって異なります。

点検報告の進捗とチェックポイント

1. 点検を受ける時期、点検を受ける時期、点検を受ける時期
2. 点検を受ける時期、点検を受ける時期、点検を受ける時期
3. 点検を受ける時期、点検を受ける時期、点検を受ける時期
4. 点検を受ける時期、点検を受ける時期、点検を受ける時期

消防本部の取組事例(消防用設備等に不備がある点検報告に対する取組①)

➤ 点検報告に消防用設備等の不備事項がある場合の各消防本部における事例紹介

● 消防用設備等点検結果報告書の不備事項記載の報告について

C消防本部

(事例)

- 点検結果報告書を持参した相手方に対して受け取ったことを示す「受理確認書」を交付する。
- 当該「受理確認書」には、不良事項のある設備には適切な措置を講じるよう記載されている。

D消防本部

(事例)

- 点検結果報告書の提出の際に不備がある場合は、報告書の控えに「不備事項に関しては、早急に改善すること。」等の文言が記載された印を押印し、報告書の提出者に渡している。

(効果)

- 消防機関の改善を求める意思表示が建物関係者に伝わりやすい。
- 消防機関としては、書類の交付や押印により、立入検査に赴くことなく、消防用設備等の不良箇所の改修を建物関係者に対して正確に行政指導でき、改修する動機につながる。

C消防本部の点検報告率：66.8%

D消防本部の点検報告率：65.5%

※ 2消防本部ともに全国平均(49.2%)を上回っている。

消防本部の取組事例(消防用設備等に不備がある点検報告に対する取組②)

C消防本部

➤ 点検報告時、相手方へ交付する「受理確認書」

別記様式 (第4関係) (A4)

消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書受理確認書

防火対象物
名称
所在地
届出者

次のとおり消防用設備等 (特殊消防用設備等) の点検結果報告書を受理しました。

報告された消防用設備等 (特殊消防用設備等)

平成	年	月	日
	第		号
点 検 報 告 済			

連絡事項

※次回報告書は平成 年 月 日までに提出してください。

※特殊消防用設備等の次回報告書は平成 年 月 日までに提出してください。

※不良事項のある設備については適切な措置を講じてください。

※ については未報告ですので速やかに点検し報告してください。

※報告は点検後おおむね15日以内に行ってください。

※本書は点検を行った結果とともに維持台帳に編冊してください。

消防署予防担当
電話

D消防本部

➤ 報告書の内容に不備事項が認められた場合の押印による指導

不備事項に関しては、早急に改善すること。

別記様式第1

消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書

年 月 日

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿
届出者
住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり消防用設備等 (特殊消防用設備等) の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防火対象物	所在地			
	名称			
用途	用途			
	構造・規模	造 地上 階 地下 階		
床面積		m ²	延べ面積 m ²	
点検期間	年 月 から 年 月 まで (年 月 から 年 月 まで)			
消防用設備等 (特殊消防用設備等) の種類等				
点検票	別添のとおり			
点検者	住所	社名		
	氏名	電話番号		
	消防設備士 甲種 乙種	交付年月日	講習受講状況	
		交付番号	受講地	受講年月
消防設備点検資格者 特・第1・第2種	交付年月日	再講習受講状況		
	交付番号	受講	年月	
※受付欄		※経過欄	※備考	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 点検者が複数の場合は、別記様式第3に記入し、添付すること。
- 消防用設備等又は特殊消防用設備等ことの点検票を添付すること。
- ※印欄は、記入しないこと。
- 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を () へ記入すること。
- 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社 (会社以外の法人に所属する場合は当該法人) に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

自家発電設備の負荷運転について

➤ 負荷運転の実施目的

- 自家発電設備は、消防用設備等と同様に消防法第17条の3の3の規定により定期的な点検及び消防機関への報告が義務付けられており、1年に1度の**総合点検時に負荷運転を実施することを求めている**。
- 自家発電設備に電力を必要とする機器を接続し、それらに電力を供給して稼働させる際に自家発電設備に異音や漏油等の異常が見られないか確認するとともに、排出系統内の未燃燃料を除去することができる。

点検基準【改正前】(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)

- 運転状況
漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。
- 換気
給気及び排気の状態が適正であること。

点検要領【改正前】(平成14年6月11日消防予第172号)

- 運転状況
擬似負荷装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。
- 換気
定格出力の30%以上の負荷運転中、発電機室内又はキュービクル内の換気の状態を室内温度等により確認する。

※擬似負荷装置の例(下図)

乾式金属抵抗装置



水抵抗装置(移動式)

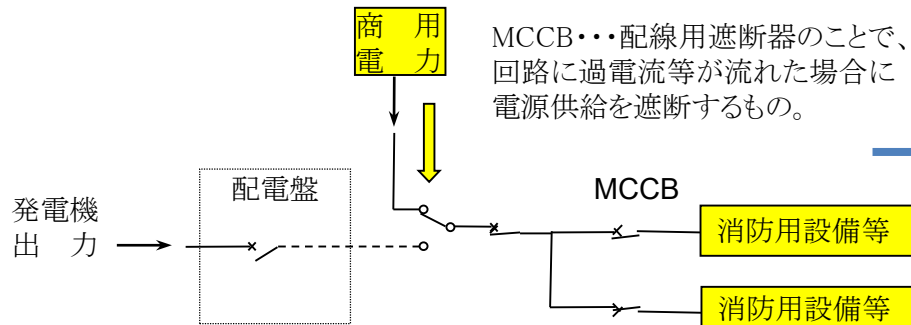


自家発電設備の負荷運転の実施方法と問題点

実負荷運転

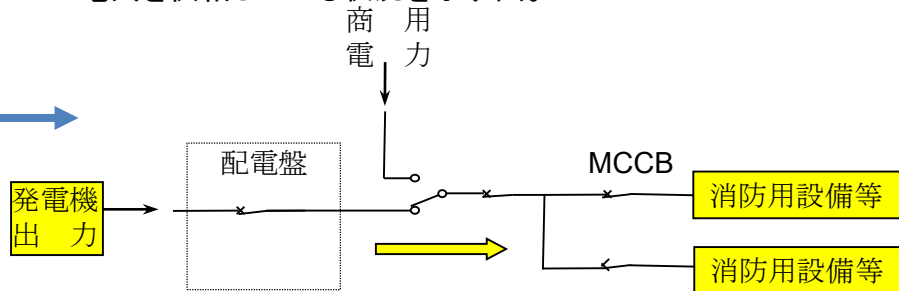
実負荷運転(点検実施前)

- 商用電力から消防用設備等へ電気を供給している状況を示す図。



実負荷運転(点検実施中)

- 商用電力からの電力供給を停止し、発電機から消防用設備等へ電気を供給している状況を示す図。

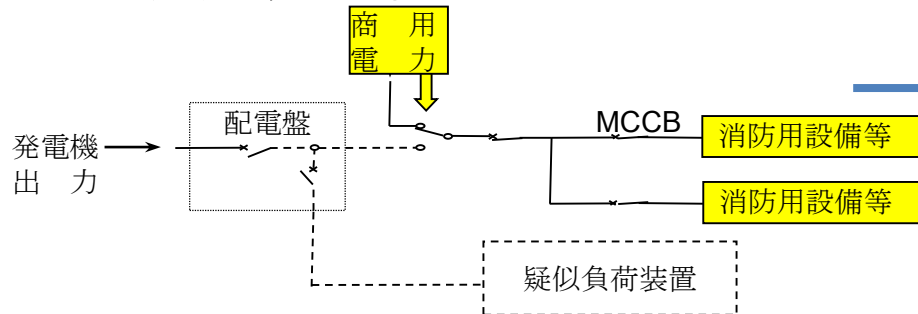


- 防火対象物によっては、商用電源を停電させなければ実負荷による負荷運転が実施できない場合がある。
- 自家発電設備の定格出力に対して実負荷の容量が少なく、点検要領に規定される定格出力の30%以上の負荷が確保できない場合がある。

擬似負荷運転

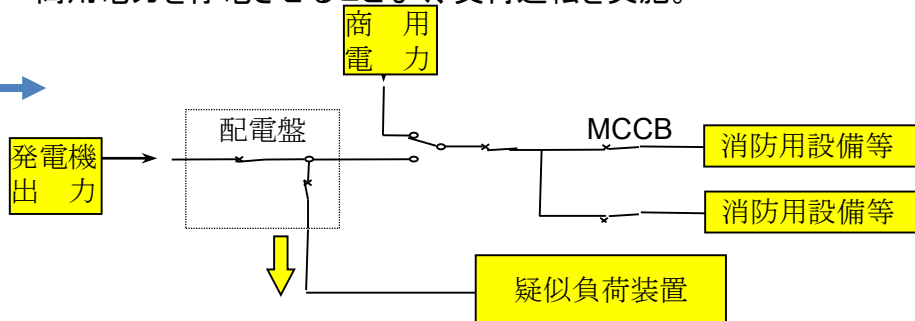
擬似負荷装置を用いる場合(点検実施前)

- 商用電力から防火対象物に設置されている消防用設備等へ電気を供給している状況を示す図。
- 発電機と擬似負荷装置は未接続。



擬似負荷装置を用いる場合(点検実施中)

- 発電機と疑似負荷装置を接続し、疑似負荷装置へ電気を供給している状況を示す図。
- 商用電力を停電させることなく、負荷運転を実施。



- 疑似負荷装置の手配や監視要員の配置等にコストがかかる。
- 防火対象物の規模や自家発電設備が設置されている場所によっては電気ケーブルの敷設工事等が困難な場合がある。

自家発電設備の点検基準の見直しについて（平成30年6月1日公布・施行）

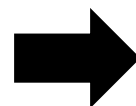
負荷運転は、無負荷運転よりも機械的な負荷や熱的負荷を高くかけて作動させ、外観点検や無負荷運転では確認できない内部部品の損傷等による振動、冷却機能の不良などの不具合を確認する点検。また、無負荷運転を繰り返し実施することにより、排気系統等に未燃燃料や燃焼残さ物等などが蓄積し、運転性能に支障を及ぼす可能性があるが、負荷運転により、この未燃燃料などを燃焼し除去することが可能。

→ このような負荷運転の効果等を踏まえ、実機での検証や現場の実態調査のデータ等に基づき検討し、以下のとおり見直し。

1 原動機にガスタービンを用いる自家発電設備は負荷運転を不要とする

負荷運転の対象

すべての自家発電設備に必要



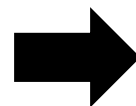
原動機にガスタービンを用いる
自家発電設備は不要

（原動機にガスタービンを用いる自家発電設備の無負荷運転は、ディーゼルエンジンを用いるものの負荷運転と機械的及び熱的負荷に差が見られず、また、排気系統等における未燃燃料の蓄積等もほとんど発生しないことが、燃料消費量のデータ等から確認できた。）

2 負荷運転に代えて行うことができる点検方法として、内部観察等を追加する

総合点検における
運転性能点検の方法

負荷運転のみ



内部観察等^{*}を追加

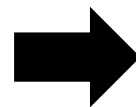
^{*}潤滑油の分析、シリンダーの内面確認等の6項目の点検

（内部観察等の点検は、負荷運転により確認している不具合を負荷運転と同水準以上で確認でき、また、排気系統等に蓄積した未燃燃料等も負荷運転と同水準以上で除去可能であることが、実機での検証データ等から確認できた。）

3 一定の条件を満たす場合は負荷運転及び内部観察等の点検周期を延長する

負荷運転の実施周期

1年に1回



潤滑油等の交換など運転性能の維持に係る
予防的な保全策が講じられている場合は

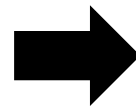
6年に1回

（負荷運転により確認している不具合が発生する部品の推奨交換年数が6年以上であること、通常点検により無負荷運転を6年間行ったとしても運転性能に支障となるような未燃燃料等の蓄積が見られないことが、実機での検証データ等から確認できた。一方、燃料の供給や燃焼、冷却等が適切に行えない場合には、多量の未燃燃料や燃焼残さ物等が発生することが懸念されることから、経年劣化しやすい部品等について予防的な保全策（年数等により不具合が発生する前に予め交換等）を行っておくことが適当とされた。）

4 換気性能点検は負荷運転時ではなく、無負荷運転時等に変更する

換気性能の点検

負荷運転時に実施



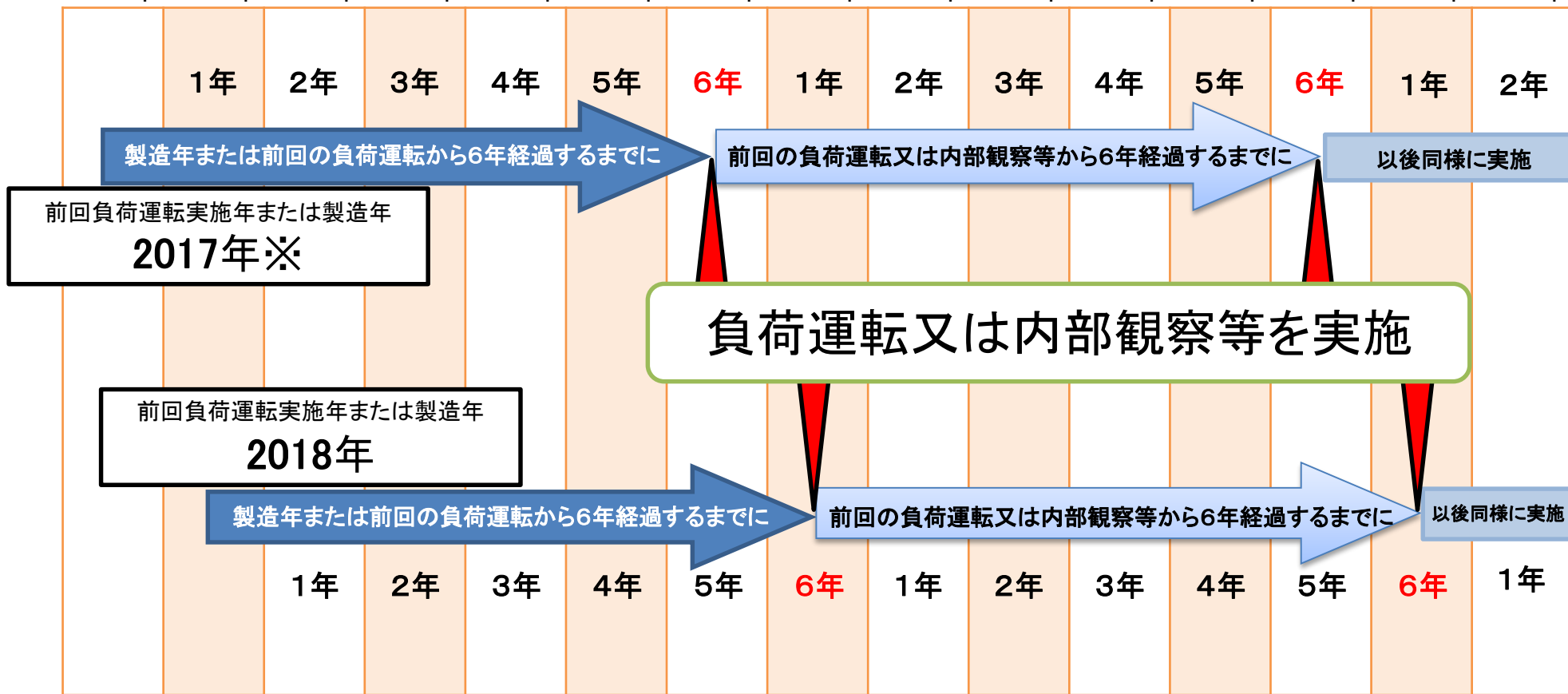
無負荷運転時に実施

（換気性能の確認は、負荷運転時における温度により確認するとされているが、負荷運転時の室内温度の上昇は軽微で、外気温に大きく依存するため、無負荷運転時に自然換気口の作動状況や機械換気装置の運転状況を確認することより行うことが適当とされた。）

自家発電設備の点検基準の見直しについて（平成30年6月1日公布・施行）

➤ 予防的な保全策を講じている場合の負荷運転又は内部観察等の実施期間シミュレーション

2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 2024年 2025年 2026年 2027年 2028年 2029年 2030年 2031年



※ 2017年6月以降に製造されたもの又は負荷運転を実施したもののシミュレーションです。ただし、それ以前に製造されたもの又は負荷運転を実施したものにあっても、定期的に予防的な保全策が講じられていたことが過去の記録等により確認できるものに限り、同様に取り扱うことができます。

自家発電設備の点検方法改正リーフレットの作成について (平成30年6月11日付事務連絡)

自家発電設備の点検方法が改正されました。

改正前の問題点

負荷運転実施の際、**商用電源を停電**させなければ実負荷による点検ができない場合がある。また、屋上や地階など自家発電設備が設置されている場所によっては**疑似負荷装置の配置が困難**となり、装置を利用した点検ができない場合がある。



改正のポイントは大きく**4つ**

1 負荷運転に代えて行うことができる点検方法として、内部観察等^{*}を追加

総合点検における運転性能の確認方法は

以前 負荷運転のみ

改正 負荷運転または内部観察等^{*}

内部観察等の点検は、負荷運転により確認している不具合を負荷運転と同水準以上で確認でき、また、排気系統等に蓄積した未燃燃料等も負荷運転と同水準以上で除去可能であることが、検証データ等から確認できました。^{*}※参照

2 負荷運転及び内部観察等の点検周期を6年に1回に延長

負荷運転の実施期間は

以前 1年に1回

改正 運転性能の維持に係る予防的な保全策^{*}が講じられている場合は6年に1回

負荷運転により確認している不具合が発生する部品の推奨交換年数が6年以上であること、また、経年劣化しやすい部品等について適切に交換等している状態であれば、無負荷運転を6年間行った場合でも、運転性能に支障となるような未燃燃料等の蓄積は見られないことが検証データ等から確認できました。^{*}※参照

3 原動機にガスタービンをを用いる自家発電設備の負荷運転は不要

負荷運転が必要な自家発電設備は

以前 すべての自家発電設備に負荷運転が必要

改正 原動機にガスタービンをを用いる自家発電設備の負荷運転は不要

原動機にガスタービンをを用いる自家発電設備の無負荷運転は、ディーゼルエンジンを用いるものの負荷運転と機械的及び熱的負荷に差が見られず、排気系統等における未燃燃料の蓄積等もほとんど発生しないことが、燃料消費量のデータ等から確認できました。

4 換気性能点検は負荷運転時ではなく、無負荷運転時に実施するように変更

換気性能の点検は

以前 負荷運転時に実施

改正 無負荷運転時に実施

換気性能の確認は、負荷運転時における温度により確認とされていましたが、室内温度の上昇は軽微で、外気温に大きく依存するため、温度による確認よりも、無負荷運転時における自然換気口や機械換気装置の確認の方が必要であることが、検証データ等から確認できました。

内部観察等とは？

以下の項目を確認することをいいます。

- ① 送給機コンプレッサ及びタービン並びに排気管等の内部観察
- ② 燃料噴射弁等の動作確認
- ③ シリンダ摺動面の内部観察
- ④ 潤滑油の成分分析
- ⑤ 冷却水の成分分析

(内部観察の例)

送給機を取り外し、排気管内部の未燃燃料や燃焼残渣物の異常な堆積の有無を目視点検

予防的な保全策とは？

- ① 予熱性、点火性、冷却水ヒーター、潤滑油プライミングポンプがそれぞれ設けられている場合は**1年ごとに確認が必要**です。
- ② 潤滑油、冷却水、燃料フィルター、潤滑油フィルター、ファン駆動用Vベルト、冷却水用等のゴムホース、パーツごとに用いられるシール材、始動用の蓄電池等については**メーカーが指定する推奨交換年内に交換が必要**です。

予防的な保全策を講じている場合の負荷運転または内部観察等の実施期間シミュレーション



自家発電設備の点検基準

機器点検 半年に1回	① 設置状況 ② 表示 ③ 自家発電装置 ④ 始動装置 ⑤ 制御装置 ⑥ 保護装置	⑦ 計器類 ⑧ 燃料容器等 ⑨ 冷却水タンク ⑩ 排気筒 ⑪ 配管 ⑫ 結線接続	⑬ 接地 ⑭ 始動性能 ⑮ 運転性能 ⑯ 停止性能 ⑰ 耐震措置 ⑱ 予備品等	総合点検 1年に1回	⑲ 接地抵抗 ⑳ 絶縁抵抗 ㉑ 自家発電装置の接続部 ㉒ 始動装置 ㉓ 保護装置 ㉔ 負荷運転または内部観察等 ㉕ 代替性能
----------------------	--	---	--	----------------------	--

● 自家発電設備の点検は改正された項目以外にも、上記の項目を実施する必要があります。

● 自家発電設備の点検及び整備は必要な知識及び技能を有する者が実施することが適当です。

● 点検基準の詳細については [QRコードからアクセスしてください。](#)

FDMA 消防庁
 Fire and Disaster Management Agency
<http://www.fdma.go.jp/>

お問い合わせ先

小規模飲食店等における点検報告に係る対応 ①

○背景・目的

平成30年3月28日公布の消防法施行令の一部改正(平成31年10月1日施行)により、150㎡未満の小規模な飲食店等において新たに消火器具の設置が義務付けられる。

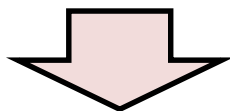
⇒小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器の点検及び報告書の作成を行うことを支援するツールを提供する。

①消火器点検パンフレット

消火器点検報告時の課題

- ア 点検の方法を示した点検基準や点検要領の理解が難しい。
- イ 具体的にどのような状態が悪いのかわからない。
(「著しい腐食がないこと」がどの程度のことを指しているのか、文字だけではイメージできない。)
- ウ 点検結果報告書の記入方法がわからない。

消火器点検パンフレットの概要



- ア 対象は、小規模な飲食店等において主として設置すると考えられる、蓄圧式の消火器(粉末消火器及び強化液消火器)とする。
- イ 点検基準や点検要領をもとに、写真やイラストを用いてわかりやすく簡便に点検方法を説明。
- ウ 設置数が1~2本程度の蓄圧式の消火器の点検を想定した点検結果報告書の記入例を示す。
- エ 蓄圧式の消火器は、製造年から5年を経過すると実際に放射する点検が必要となり、自ら点検を実施することは困難と考えられることから、取替えなどの措置や廃棄方法を案内。

＜パンフレット表紙＞



【消火器点検パンフレットについて】(1/4)

蓄圧式消火器の外観点検報告

自ら行う 消火器の点検報告

※建物によっては、点検の際に資格が必要な場合があります。



点検スタート

消火器は、日頃の維持管理が必要です。消防法では、消火器を含む消防用設備等の点検・報告だけでなく、整備を含めた適正な維持管理を行うことを、防火対象物の関係者に義務付けています。建物の安全を守るため、消火器は正しく点検・報告を行い、常に防火に備えましょう。

①表示

Point 製造年を確認しましょう。



「製造年」から5年を超えていない
【例】製造年 2018年 → 2023年中であれば…「はい」

はい → 自ら点検を実施 (詳しくは本パンフレットをご覧ください)

いいえ → 本パンフレット記載の点検に加え、消火薬剤、消火器内部の点検が必要です。
・消防設備業者等に依頼する
・消火器を交換する 等

総務省消防庁

目視により確認

- ① 表示
- ② 本体容器
- ③ 安全栓の封
- ④ 安全栓
- ⑤ 使用済みの表示装置
- ⑥ レバー

目視・締め付け確認

- ⑦ キャップ
- ⑧ ホース
- ⑨ ノズル・ホーン・ノズル栓
- ⑩ 指示圧力計

その他確認事項

- A 設置場所
- B 設置間隔
- C 適応性
- D 標識

点検票記入要領

目視により確認

機器点検要領

②本体容器

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 変形・損傷や消火薬剤の漏れなどありませんか？
●溶接部の腐食・サビに注意



× 底部の腐食 × 著しい腐食 × 消火薬剤の漏れ



③安全栓の封

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 破れたり、はがれたりしていませんか？



○ 封紙良好 × 封紙の破損



④安全栓

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 変形や損傷なく、しっかりと装着されていますか？



× 安全栓の抜けかけ × 安全栓の脱落 × レバー支えの脱落

⑤使用済みの表示装置

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 表示が脱落していませんか？



○ 使用済みの表示装置 × 表示装置の脱落

例：封 封 封 封 封 封

⑥レバー

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 変形や損傷がありませんか？
●変形していると握り込めず、いざという時に使用できません。



× 変形

※使用済みの表示装置がない機種もあります。

【消火器点検パンフレットについて】(2/4)

機器点検要領

目視・締め付け確認

⑦ キャップ

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point しっかりと締まっていますか？
●粉末消火器は特に注意しましょう。



× キャップの破損



× キャップの劣化



⑧ ホース

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！
本体にしっかりと接続されていますか？
●ホースのヒビに注意しましょう。
●ゴムの劣化に注意しましょう。



× 緊結ネジの破損
× ホースの脱落

ホースの点検方法
たわませてホースの
状態をチェック

⑨ ノズル・ホーン※・ノズル栓

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！
ホースとしっかりとつながっていますか？
●ノズル栓にはさまざまなタイプがあります。

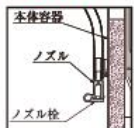
※二酸化炭素消火器を
設置している場合のみ



○ ノズル及びノズル栓



× ノズルの破損



ノズル栓ゴム栓タイプ



二酸化炭素消火器のホーン

⑩ 指示圧力計

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 指示圧力値は緑色範囲内ですか？
変形・損傷などありませんか？



○ 指示圧力値 良好



× 指示圧力値 不適



× 指示圧力計の損傷



その他の確認事項

設置は、良い環境で適正に

A 設置場所

Point

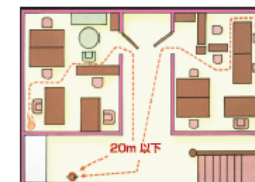
必要時すぐに持ち出せる場所に設置していますか？
床面から 1.5m 以下の場所に設置していますか？

- 水のかかる位置に設置していませんか？
- 厨房での床面、作業場の地面等への直置きは避け、壁掛け又は設置台、格納箱へ設置しましょう。

B 設置間隔

Point

階ごとに建物の各部分から消火器まで歩行距離 20m 以下になるように設置していますか？



C 適応性

Point

消火器に設置場所に適応する表示マークがありますか？

- ・ 普通火災 建物その他の工作物の火災
- ・ 油火災 引火性の液体等の火災
- ・ 電気火災 通電中の電気設備等の火災



普通火災用



油火災用



電気火災用

D 標識

Point

消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置に付けていますか？

損傷・破損・脱落・不鮮明なものはありませんか？



× 標識の破損



× 標識の破損

外国人来訪者等にもわかりやすい案内図記号を標識に代えることができる場合があります。



消火器の案内図記号

【消火器点検パンフレットについて】(3/4)

点検票記入要領

朱書きを参考に記入してください

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
[\[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fe/klList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf\]](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fe/klList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf)



別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書		〇〇年 〇〇月 〇〇日
〇〇市〇〇消防署長 殿		
届出者		
住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇		
氏名 消防太郎 ㊦		
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。		
記		
所在地	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇	
名称	〇〇〇飯店	
用途	飲食店	
構造・規模	木造 地上 〇階 地下 〇階	
	床面積 〇〇〇 m ² 延べ面積 〇〇〇 m ²	
点検期間	〇〇年〇〇月から〇〇年〇〇月まで（年 月 から 年 月 まで）	
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等	消火器	
点検票	別添のとおり	
点検者	住所	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
	氏名	消防太郎
	社名	〇〇〇飯店
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
点検資格	消防設備士	種類等 交付知事
	甲・乙	都道府県
	交付年月日	第 号
	再講習受講状況	受講地 受講年月
消防設備点検資格者	種類	交付年月日 再講習受講状況
	特・第1・第2種	交付番号 受講年月
	第 号	年月日 年 月
※受付欄	※経過欄	※備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 点検者が複数の場合は、別記様式第3に記入し、添付すること。
 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
 - ※印欄は、記入しないこと。
 - 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること。
 - 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

点検票記入要領

朱書きを参考に記入してください

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
[\[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fe/klList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf\]](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fe/klList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf)



別記様式第1

(その1)

消火器具点検票										
名称	〇〇〇飯店				防火管理者	㊦				
所在	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇				立会者	消防太郎 ㊦				
点検種別	機器点検	点検年月日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日							
点検者	資格番号	点検者所属会社	社名 〇〇〇飯店 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇							
	氏名 消防太郎 ㊦		住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇							
点検項目			点検結果				措置内容			
			消火器の種類別				判定 不良内容			
			機器点検							
A～D P4 参照	A	設置場所	1	〇	〇	〇	〇	1	進行障害	位置変更
	B	設置間隔	1	〇	〇	〇	〇	1	歩行距離オーバー	位置変更
	C	応答性	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
		耐震措置								
①～⑩ P1,P2 参照	①	表示・D標識	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	②	本体容器	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	③	安全栓の封	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	④	安全栓	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	⑤	使用済みの表示装置	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	⑥	押し金具・レバー等	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	⑦	キャップ	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	⑧	ホース	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	⑨	ノズル・ホーン・ノズル栓	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	⑩	指示圧力計	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
外形		圧力調整器								
		安全弁								
		保持装置								
		車輪（車載式）								
		ガス導入管（車載式）								

- 粉末消火器はA列に記入する
- A: 粉末消火器 C: 強化液消火器
- 正常: 〇 不良: 本数
- ①～⑩のうち、一つでも不良となる場合は、買替え等が必要となります。

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 消火器の種類欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。
 - 判定欄は、正常の場合は〇印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に〇印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

【消火器点検パンフレットについて】(4/4)

朱書きを参考に記入してください

点検票記入要領

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf]



別記様式第1		消火器具 (その2)									
消火器の内部等・機能	本体内容筒等	本体内容筒等									
	消滅火剤	液面表示									
	加圧用ガス容器	性									
	カッター・押し金具	消火薬剤量									
	ホース	加圧用ガス容器									
	閉鎖式ノズル・切替式ノズル	カッター・押し金具									
	指示圧力計	ホース									
	使用済みの表示装置	閉鎖式ノズル・切替式ノズル									
	圧力調整器	指示圧力計									
	安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)	使用済みの表示装置									
消火器の耐圧性能	粉上り防止用封板	圧力調整器									
	パッキン	安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)									
	サイホン管・ガス導入管	粉上り防止用封板									
	ろ過網	パッキン									
	放射能力	サイホン管・ガス導入管									
	消火器の耐圧性能	ろ過網									
	筒外形	放射能力									
	水量等	消火器の耐圧性能									
	設置位置を変更した。	筒外形									
	不良内容の詳細等を記載	水量等									
測定機器	設置位置を変更した。										
器種名	設置位置を変更した。										
粉末(蓄圧式)	設置位置を変更した。										
強化液(蓄圧式)	設置位置を変更した。										

製造年から5年(加圧3年)未済の場合は、内部点検は不要

点検を行った消火器の本数を記入する。 買い替えを行った場合は、廃棄数を計上する。備考に詳細を記載

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 消火器の種類欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際増置した内容を記入すること。

Q & A

Q

報告書の書式はどこで貰えるの？
提出先はどこ？

A

報告書の入手方法についてはお近くの消防機関にお問い合わせください。

報告書の提出先は消防機関となりますので、詳しくはお近くの消防機関にお問い合わせください。

◆報告書は下記URL・QRコードからもダウンロードできます。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf]



Q

報告をしないと罰則はある？

A

報告をしないう者、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられます。

Q

消火器を廃棄するにはどうすればいい？

A

引き取りを行っている特定窓口は、主に消火器の販売代理店や防災・防犯事業者が担っています。インターネットにて『消火器リサイクル窓口』を検索してください。リサイクルシールが貼付された消火器は、既にリサイクル料が支払われております。

Q

消火器の点検・報告の時期は？

A

機器点検 6カ月ごと
報告期間 1年に1回(特定用途…飲食店など)
3年に1回(非特定用途…共同住宅など)

Q

消火器を買替えれば、点検結果を報告しなくてもいい？

A

点検と報告は必要となります。



リサイクルシール

「消火器点検アプリ」を提供していますのでご利用ください。

ダウンロードはこちらから
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/syokaki_tenken_app.html]



お問い合わせ先

FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency
http://www.fdma.go.jp/

小規模飲食店等における点検報告に係る対応 ②

②消火器点検アプリ(試行版)

対象とする利用者

政令改正により新たに消火器具の設置が義務づけられる小規模な飲食店等の関係者

対象消火器

小規模な飲食店等で一般的に設置すると考えられる消火器(粉末消火器、強化液消火器等)

(※ ただし、内部点検が必要となる、製造年から3年(蓄圧式の消火器にあっては製造年から5年)を経過したものは、アプリによる点検対象から除外し、専門業者への依頼又は買い換えを推奨。)

主な機能と利用の流れ

- ① 建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報等を入力して初期登録。
- ② 初期登録された情報に基づいて、半年ごとに点検を実施し、1年ごとに報告するように知らせる。
- ③ 点検実施時、アプリ上の点検実施画面の案内に従って、消火器の不良な状態を例示した写真などを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを選択する。(点検の結果不良箇所があれば、取替え等の措置を案内。)
- ④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書(消防法令に定められた様式)に反映してPDFファイルとして出力する。

アプリ画面のイメージ

①メニュー画面

②初期設定画面

③点検画面(イメージ)

④報告書様式のPDF出力

本アプリは、iOS11以上のiPhone及びiPad、Android OS 7.0以上のスマートフォン及びタブレット端末で利用可能です。
アプリのダウンロードはこちらから

